

琵琶湖保全再生法、基本方針、計画の見直しの方向性について

1 法律について

- 法制定以降に顕在化してきた「新たな課題」として、琵琶湖北湖の2年連続全層循環未完了などの一因と考えられる気候変動や、琵琶湖におけるプラスチックごみの問題などがあるが、
 - 気候変動は、現時点では琵琶湖への影響に対する直接的な対策がなく、琵琶湖の保全再生施策との間に距離があると思料。
 - プラスチックごみは、法第15条に「湖岸に漂着したごみ等の処理」「湖底の底質の保全及び改善のため、必要な措置を講ずる」との規定があり、これに包含されると思料。
- 従って、取り組むべき課題はあるが、法施行から5年という現時点で法改正の要件を満たすほどの状況変化はなく、法改正は要しないと思料。

2 基本方針について

- 法第3条に「滋賀県は基本方針を勘案して計画を定める」旨の規定があり、上記の「新たな課題」への対応を、今回の改定計画に位置付けるに当たって、基本方針の見直しが必要と考えられる場合には、国に対して基本方針の見直しを求めていく。

3 計画について

- 計画のフォローアップを踏まえ、新たな課題への対応を盛り込むことや、国や県の関連する計画の改定状況等を反映することなどにより、さらに充実した計画となるよう改定を行う。